**【公告】評議員選出に関するお知らせ**

一般社団法人　日本病院前救急診療医学会

　理事長　今　明秀

　一般社団法人　日本病院前救急診療医学会の次期評議員を選出するための審査を実施いたします。本審査は、定款及び定款施行細則に則り行います。本審査を希望される会員は、下記事項を熟読の上、所定の手続きをおとりください。

記

１．申請者の資格条件

本会評議員の審査を受けようとする会員は、定款施行細則　第3章　第3条により、下記の資格条件をすべて満たし、所定の用紙及び資料を提出することを必要とします。

【定款施行細則　第3章】

第３条 本法人の正会員であって、評議員になるため審査を受けようとする者（以下「評議員候補者」という。）は、評議員審査申込みの申請時に以下の諸条件をすべて具備していなければならない。ただし、再任を希望する評議員候補者については、第５号の条件は免除するものとする。

（１） 正会員であること

（２） ６年以上の診療経験を有すること。

（３） 申請時において、引き続き２年以上の会員歴を有し、かつ会費を完納していること。

ただし、国外留学等で会員歴に中断がある場合には、中断時を除く「継続した２年間」の会員歴があればよいものとする。

（４） 以下の各号のいずれかの審査基準を満たす病院前救急診療についての経験、知識、もしくは業績を有していること。

① 過去５年間において、本法人における学術発表（筆頭、共同いずれも可）、または座長（あるいは司会）、講演（教育等）のいずれかについて、少なくとも１回以上の実績があること。

② 病院前救急診療に関する学術論文、関連学会での学術発表（筆頭、共同いずれも可）、または座長（あるいは司会）、講演（教育等）の実績があること。

（５） 名誉会員又は功労会員、あるいは現任の評議員２名以上の推薦を受けていること。

（６） 再任を希望する評議員候補者の場合、現任中に少なくとも４回以上評議員会に出席（現地出席・Web会議システムによる出席いずれも可とする。ただし、定款第22条第2項に規定する事前の書面・電磁的方法による議決者及び委任状による議決委任者は、定款第22条第3項の規定にかかわらず、本号の適用においては出席とはみなさない。）していること。ただし、正当な事由により出席していない場合は除くものとする。

なお、法人設立後初回の評議員選出においては、１回の評議員会に出席で可とする。

２．本学会評議員になることができる資格を有する会員であっても、申請のない場合は、審査の対象とされませんのでご注意ください。

３．申請書類

・申請書類は、本学会ホームページよりダウンロードしてください。

・なお、**現評議員であっても申請手続きが必要です**のでご注意ください。

４．申請書類　ダウンロード期間

**2024年11月1日(金)　～　2024年12月25日(水)**

５．審査書類 受付期間

**2024年11月1日(金)　～　2024年12月25日(水)　(当日消印有効)**

・締切日以降の提出書類は、一切受け付けませんのでご注意ください。

・必要書類は必ず**書留郵便、レターパック等の配達記録の残る方法にて**下記事務局までお送りください。

６．評議員総数及び任期

選出される評議員総数：100名程度（医師・看護師・医療機関に所属する救急救命士）

任期：2025年6月開催の定時評議員会～2029年開催予定の定時評議員会の前日まで

以上

一般社団法人　日本病院前救急診療医学会

評議員選出委員会

委員長　今　明秀

【お問い合わせ及び資料請求・送付先】

〒164-0001東京都中野区中野2-2-3

株式会社 へるす出版事業部内

TEL：03-3384-8177 FAX：03-3380-8627

E-mail：[prehos@herusu-shuppan.co.jp](mailto:prehos@herusu-shuppan.co.jp)